

社会福祉法人はとふる 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はとふるの役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の以下の業務に対して一回当たり、一律5,000円の報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 役員等が、理事会および評議員会に出席した場合
- 3 監事等が監査業務に当たった場合
- 4、役員等が内部経理監査業務を行った場合
- 5 役員等が苦情対応第三者委員の業務を行った場合

(理事長の報酬)

第3条 理事長の報酬は月額50,000円とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき5,000円

宿泊料 1泊につき12,000円。主催者が指定するような場合はその金額。

(支 払 日)

第5条 理事長の報酬、費用の弁償、日当、宿泊料の支払いは、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日とする）。

2. 第2条の業務に対する報酬の支払いは毎年1回11月とする。

(公表)

第6条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2 第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。